

特定非営利活動法人あおぞら 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あおぞらという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は「誰もが豊かに幸せに生きること」を目指し、様々な人権問題について学び、反差別の輪を広げていくこと、つながりを深める中で、人を多面的に捉え、多様性が認められる関係を作っていくこと、誰もがありのままの自分でいられ、自分の居場所と感じられる場を作っていくこと、これらを基にした誰もが生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 人権啓発事業
- (2) 人権情報発信事業
- (3) 交流とネットワークづくりに関する事業
- (4) 人権問題相談事業
- (5) その他の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 個人会員においては死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、団体会員においては解散したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款のほか、当法人の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は任期満了後、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができ

る。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会2種とする。

(構成)

第21条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 会費の額

(8) 事務局の組織および運営に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メール等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電子メール等をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第26条、第27条、第29条第1項第2号及び第45条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メール等による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議が

あったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事長・副理事長の選任
- (4) 職員の職務・報酬
- (5) 借入金の決定（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条について同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄。
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 原則1か月に1度開催する。
- (2) 理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事現在数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (4) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第3号及び第4号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電子メール等をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が若しくは理事長が指名した者が、これに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メール等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール等による表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第46条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) 法人の目的とする事業が終了したとき

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第50条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第51条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び任免)

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第11章 雑 則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時事務所は滋賀県彦根市宇尾町504番地19に置く。
- 3 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	今村 力
副理事長	小森 央士
同	上田 直樹
理事	今村 久美
同	西村 真子
同	藤野 汐帆
監事	松本 博志
同	天谷 昇道
同	三谷 勝彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は第41条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 会員 3,000 円
 - (2) 賛助会員 個人 1 口 5,000 円、団体 1 口 10,000 円